

滋賀の療養情報

—がんになっても安心して暮らせるように—

【第12版】

滋賀県がん診療連携協議会
相談支援部会

はじめに

この「滋賀の療養情報—がんになっても安心して暮らせるように—」は、がん患者ご本人とご家族が地域で療養生活を送るときに役立つ情報を取りまとめた冊子です。

身近な相談窓口の情報から病気や治療、地域の支え合いの場の情報、経済的・社会的な制度など療養に役立つヒントなどが載っていますのでご活用ください。

この冊子の作成にあたっては、滋賀県がん診療連携協議会相談支援部会および滋賀県がん患者団体連絡協議会などが中心となり「がん情報しが*1」「国立がん研究センターがん情報サービス*2」などの情報を参考に作成しました。

がんと診断されて頭が真っ白…

どんな治療が良いのか…

医療費や生活費のことが心配…

仕事や家事、育児は続けられるのか…

同じがん患者の方から話が聞きたい…

こうしたがん患者ご本人、ご家族の抱える不安な思いに寄り添いつつ、支え助けになる情報をまとめました。是非ご覧ください。

※ 1 「がん情報しが」

(滋賀県のホームページ) **がん情報しが** で検索 ※ 3

※ 2 「国立がん研究センターがん情報サービス」

<http://ganjoho.jp/public/index.html>



「滋賀の療養情報—がんになっても安心して暮らせるように—」は、
インターネットからダウンロードできます。

(がん情報しがのホームページ) **滋賀の療養情報** で検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/cure/107173.html>



●各がんや療養生活について詳しく知るには

“がん”という病気は誰でも一度は耳にしたり、身近に感じたりしたことがあると思います。一方、“がん”という病名を聞くと、なんだか怖い病気、死に直結する病気というイメージをもたれることもあるかもしれません。しかし、がんの基礎知識を知ることにより、今までのイメージが変わってくるかもしれません。

国立がん研究センターがん対策情報センターでは、がん対策推進基本計画に基づき、療養生活での不安や悩みへの対応や、がん医療のことなどの情報を、「患者必携 がんになったら手にとるガイド」「各種がんの療養手帳」「もしも、がんが再発したら」「各種がんの冊子」として作成し、書籍、ホームページで公開しています。

がんと診断されたらまずはじめに読む本、冊子として、本書と合わせてご活用ください。



「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」
(平成 25 年 9 月発行 880 円税別)

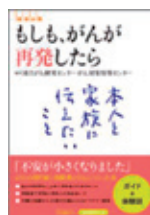
診断されて間もない時期の方、治療や療養中の方を含めて、病気との向き合い方を考えていきたいあらゆる方々が手にとっていただけるように、思いに寄り添い、支え、医療者との対話の一助となり、親しみやすさと安心感をもたらすような内容構成になっています。



「わたしの療養手帳（別冊）」

納得できる治療を選び、自分らしい生活を送るために、自分の体や気持ちの状態を知り、また自分が大事にしたいことを整理し、伝えていくことが大切です。そのために必要なことを書きとめるお手伝いをする手帳です。

「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」(平成 25 年 9 月発行)の別冊としてご利用ください。



「もしも、がんが再発したら」
(平成 24 年 3 月発行本体 750 円税別)

がんの再発に対する不安や、再発に直面したときの支えとなる情報をまとめた冊子です。がんの再発という状態に直面しても、「希望を持って生きる」助けとなりたいという願いを込めて、再発がん体験者、がん専門医らとともに検討を重ね作成されたものです。

●がんの冊子

国立がん研究センターがん対策情報センターで発行している冊子
(令和6年12月時点)をご紹介します。



各種がんシリーズ

- ・胃がん（でんし冊子あり）
- ・食道がん（でんし冊子あり）
- ・大腸がん（でんし冊子あり）
- ・肝細胞がん（でんし冊子あり）
- ・膵臓がん（でんし冊子あり）
- ・胆道がん（でんし冊子あり）
- ・喉頭がん（でんし冊子あり）
- ・舌がん（でんし冊子のみ）
- ・脳腫瘍（でんし冊子あり）
- ・上咽頭がん（でんし冊子のみ）
- ・中咽頭がん（でんし冊子のみ）
- ・下咽頭がん（でんし冊子のみ）
- ・甲状腺がん（でんし冊子あり）
- ・神経膠腫（グリオーマ）（でんし冊子のみ）
- ・肺がん（でんし冊子あり）
- ・子宮頸がん（でんし冊子あり）
- ・卵巣がん・卵管がん（でんし冊子あり）
- ・子宮体がん（でんし冊子あり）
- ・乳がん（でんし冊子あり）
- ・外陰がん（でんし冊子のみ）
- ・腎盂・尿管がん（でんし冊子のみ）
- ・腎細胞がん（でんし冊子あり）
- ・前立腺がん（でんし冊子あり）
- ・膀胱がん（でんし冊子あり）

小児がんシリーズ

- ・小児のリンパ腫（でんし冊子あり）
- ・小児の横紋筋肉腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の肝芽腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の骨肉腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の腎芽腫（でんし冊子のみ）
- ・小児のユーイング肉腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の網膜芽細胞腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の軟部肉腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の神経芽腫（でんし冊子のみ）
- ・小児の脳腫瘍（でんし冊子のみ）
- ・小児の胚細胞腫瘍（でんし冊子あり）
- ・小児の白血病（でんし冊子あり）

がんと療養シリーズ／社会とがんシリーズ／がんを知るシリーズ

- ・がんと診断されたあなたに知ってほしいこと
- ・緩和ケア
- ・がんとリハビリテーション医療
- ・がん相談支援センターにご相談ください
- ・家族ががんになったとき
- ・科学的根拠に基づくがん予防
- ・がんと仕事の Q&A
- ・がんになっても働ける職場づくりガイドー大企業編ー
- ・がんになっても働ける職場づくりガイドー中小企業編ー

「各種がんシリーズ」「小児がんシリーズ」など、がんが疑われている方やがんと診断された方、そのご家族などへ向けた冊子です。これらの冊子はがん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターにて入手・閲覧、国立がん研究センターがん情報サービスのホームページよりダウンロードすることができます。また、一部の冊子は公共図書館にて閲覧することができます。

「国立がん研究センターがん情報サービス 資料室」

http://ganjoho.jp/public/qa_links/index.html



も く じ

1. がんの相談・情報・・・・・・・・・・・・・6

(1) 「がんと診断されたけれど、どうしよう？」

ーがん相談窓口についてー

(2) 根拠のある情報探しについて

(3) がんの治療・療養時のチェックリスト

2. がんのこと・・・・・・・・・・・・・12

(1) がんの基礎知識

(2) 希少がんについて

(3) がんゲノム医療について

(4) 家族性腫瘍・遺伝性腫瘍について

(5) AYA 世代とは

(6) がんと妊娠・出産について

3. セカンドオピニオンについて・・・・・・・・・・・・・18

4. 緩和ケアについて・・・・・・・・・・・・・20

5. 支え合いの場・・・・・・・・・・・・・23

「がん患者さんやご家族さんとお話したい」ー患者会・患者サロンについてー

(1) 滋賀県内の患者会一覧

(2) がん患者サロン

6. 治療費・くらしのこと・・・・・・・・・・・・・27

「治療費負担を軽減したり、くらしを助ける制度を知りたい」

(1) 医療保険制度

(2) 治療費の負担を軽減する方法

(3) くらしを助ける支援を受けたい

7. 子どもの制度のこと・・・・・・・・・・・・・35

「子どもに利用できる制度を知りたい」

(1) 経済的な支援

(2) 療養生活の支援

(3) 退院後および AYA 世代に関する相談窓口

8. 障害のこと 39

「障害についての支援を受けたい」

9. 在宅療養 41

「自宅での暮らしを続けたい」

10. 仕事と治療の両立 44

「がんになったけれど仕事を続けられる？」

11. その他 48

【付録】

滋賀県内がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、
がん診療連携支援病院、がんゲノム医療連携病院一覧 50



1. がんの相談・情報

(1)「がんと診断されたけれど、どうしよう？」

- がん相談窓口について -

Q

がんと診断されたけれど、これからの治療や生活が心配です。主治医から病気の説明を聞いたのですが頭が真っ白になってよくわかりませんでした。これからどうなっていくのか不安です。

A

まずは、がん相談支援センター等がん相談窓口（以下、がん相談支援センター等）を利用してみてはいかがでしょうか。

がん相談支援センター等では、患者ご本人やご家族、県民の皆さま、医療・福祉保健従事者に対して、がんに関する情報提供や相談支援を行っています。

がんに関すること、治療のこと、セカンドオピニオンのこと、これからの生活のこと、治療とくらし（仕事、家事、育児、介護など）の両立のこと、医療費・生活費、制度のこと、医療者、職場、家族などの人間関係のこと、など不安や疑問の相談に応じます。また、がんの診断や治療についてもっと知りたいとき、一緒に考え、ご自身に合った情報を探すお手伝いをします。がん相談支援センター等は「がん診療連携拠点病院」「地域がん診療病院」「滋賀県地域がん診療連携支援病院」（P19 参照）に設置されています。

その病院にかかっていなくても、無料で相談ができますので、前もって、お電話等でご予約ください。

相談された内容が、ご本人の了解なく、主治医をはじめ、他の方に伝わることはありません。どうぞ安心してご利用ください。

◆がん相談支援センター等にできること





がん相談窓口のご案内



医療圏	施設名	名称 / 連絡先
湖南	滋賀県立総合病院	がん相談支援センター TEL : 077-582-8141
	淡海医療センター	がん相談支援センター TEL : 077-516-2511
	済生会滋賀県病院	がん診療支援センター TEL : 077-552-1221
大津	滋賀医科大学 医学部附属病院	がん相談支援センター TEL : 077-548-2859
	大津赤十字病院	がん相談支援センター TEL : 077-526-5366
	市立大津市民病院	患者相談支援室 TEL : 077-522-4607
甲賀	公立甲賀病院	がん相談支援センター TEL : 0748-65-1641
	近江八幡市立 総合医療センター	患者総合支援課 TEL : 0748-33-3151
	東近江総合 医療センター	がん相談支援室 TEL : 0748-22-3111
湖東	彦根市立病院	がん相談支援センター TEL : 0749-22-6050
	市立長浜病院	がん相談支援センター TEL : 0749-68-2354
湖北	長浜赤十字病院	がん相談窓口 TEL : 0749-68-3389
	高島市市民病院	がん相談支援センター TEL : 0740-36-0220

(令和7年3月現在)

相談された方からの声

いくつかの問題点について説明を受けて迷っていたことがはっきりと整理できて前に進もうと思いました。

秘密を守ってもらえるとのことで、安心して話を聞いてもらえました。これからの治療の方向性が明確になり、ずいぶん迷いが軽減しました。相談して良かったです。

☆ひとことメモ☆

がん専門相談員は国立がんセンターの専門の研修を修了した看護師、医療ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）、公認心理師・臨床心理士などです。また、がん相談支援機能の充実と相談対応の質の担保・向上を目的とし平成27年度より「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定事業が始まりました。県内の相談員も認定がん専門相談員が少しずつ増えています。

いろいろなお悩みに対応しておりますので、ぜひご利用ください。

☆ひとことメモ☆

がんと診断されてから1年以内は告知や治療に伴うライフスタイルの変化などにより、心理的ストレス等が最も強い時期と言われています。国立がん研究センターの研究では、がんの診断後1年以内の方の自殺のリスクは、がんの発症がなかった方に対し23.9倍高いと言われています。がんと診断されてから、「眠れない日が続く」、「何をしてもおっくうで辛い」、あるいは「死んでしまいたいほど辛い」とおっしゃる方も少なくありません。もしこのようなお悩みがありましたら、まずは主治医やがん相談支援センター等にご相談ください。

(2) 根拠のある情報探しについて

信頼できる情報はどこにあるの？

「主治医の説明が、難しくてよくわからない」「治療は、どのように決めたらいいか」「今の標準的な治療はどんなものだろう」「インターネットには情報が多すぎて」

がんといっても、その種類や進行度によって状態はさまざまです。あなたに一番適した治療法や療養生活のことは、あなたと主治医が話し合っ決めていく必要があります。まずは、主治医とよく話し、自分の状態を正確に把握することが大切です。その上で、あなたの病気のこと、検査や治療法、療養生活などについて、もっと詳しいことを知りたいと思ったときは、自分でも調べてみましょう。情報を得ることで、知らなかったことに対する漠然とした不安が軽減することがあります。また、納得のいく決定をするにあたっても、その情報が判断材料となることがあります。がん相談支援センター等はあなたに合った情報探しのお手伝いをさせていただきます。

◆がん情報を探すときのポイント（国立がん研究センターがん対策情報センター）

1. がん情報を探すときの5つのポイント

① 今、必要な情報は何か、考える。

状況によって、必要となる情報はさまざまです。あなたにとって、いま必要な情報は何か、考えてみましょう。メモに書き出すことで、頭の中を整理し、人に伝えることのきっかけとなり、情報のありかを探すことにつながるかもしれません。

② インターネットを活用する

インターネットを活用すると、たくさんの情報を簡単に入手できます。自分で使えなければ家族など周囲の人に調べてもらいましょう。

③ がん相談支援センターなどのがん相談窓口を利用する

情報の探し方がわからないときには、がん相談窓口を利用してみましょう。相談員と話すうちに、問題が整理できることもあります。

④ 信頼できる情報が、考える

情報の正しさと、その情報が自分に当てはまるかどうかを判断するときには、情報の信頼性が大切です。複数の情報を照らし合わせ、担当医に確認して判断しましょう。健康食品やサプリメントなどの補完代替療法のうち、がんへの効果が証明されたものはありません。中には有害なものもありますので、注意しましょう。

⑤ 行動する前に、周囲の意見を聞く

得られた情報をもとに行動する前に、担当医や家族、また患者仲間などに意見を求めましょう。あなたの判断の助けになります。

2. がん情報を見極めるときの3つのポイント

健康や医療に関する情報は、自分の健康、そして命に関わるものです。がんに対する情報を見聞きしたときには、次のことを疑ってから、「自分にとって正しい情報」であるかどうかを判断しましょう。

① いつの情報か

医療に関する情報は研究が進められるにつれて進歩しています。これまで信じられて

いた情報でも、研究が進んだことで、間違っていたことが明らかになることもあります。古い情報や、いつのものであるかが不明な情報は、そのまま信じない方がよいでしょう。

② だれが発信しているのか

薬や食品などの企業による販売目的の広告ではないか確認しましょう。効果が確認されていない治療法や食品などの宣伝を目的としている場合には、信頼できる情報とは言えません。

また、著名な先生であったとしても、その先生個人の意見の場合には、必ずしも科学的に正しいとは言えない場合があります。

③ 何を根拠にしているのか

ある物質が多くの人のがんに有効であると科学的に確認されるためには、試験管での実験から始まって、動物、少数の人、何十人、何百人、場合によっては何万人の人を対象とした何段階にも及ぶ研究が必要です。ネズミで効果があったという研究結果であっても、人での効果がきちんと確認されていない場合はまだ信頼できる情報ではありません。

正しい情報かどうか、以上のような3つのポイントでも判断がつかない場合は、主治医などの医療従事者に相談するか、がん相談支援センター等を利用してみましょう。

☆ひとことメモ☆

がんに関する医療情報は、いろいろなものがあります。

参考になる情報源の一部をご紹介します。

1. インターネットで探す

- ・がん情報しが

滋賀県のがんに関する情報を集めた、がん情報ポータルサイトです。

(滋賀県のホームページ) **がん情報しが** で検索

- ・国立がん研究センターがん情報サービス

がんについて、診断・治療方法について、病院検索など、様々な情報を調べることができます。

<http://ganjoho.jp>



2. 図書で探す

- ・滋賀県内の各図書館

健康のこと、病気のこと、療養中の生活のこと、さまざまな図書を取りそろえています。ご自身の病気に合った図書かどうか迷ったときには図書館司書に相談するか、またはがん相談支援センター等に相談してみてください。

- ・診療ガイドライン

各病気について、医学専門学会などにより、科学的根拠に基づき作成される標準的な治療方法をわかりやすく示した図書です。患者、家族向けに内容をわかりやすくまとめられている診療ガイドラインもあります。



(3) がんの治療・療養時のチェックリスト

「がんの疑いがあると言われてから、治療が終わるまでに確認しておくといリスト」

治療する間、このリストを時々参考にしてください。また、主治医やその他の医療スタッフ、そしてご家族やあなたのサポートをしてくれる人と一緒にこのリストを見ながら考えたり、がん相談支援センター等に相談するのも良いでしょう。

☐ にチェックが入らなかった項目については、主治医や医療スタッフ、がん相談支援センター等に 遠慮せず相談してみましょう。

☒ チェックしてみましょう

疑いがあると言われてから治療開始まで

- ☐ 時間をとって、ご家族やあなたの大切な人と一緒に説明を受けた（時には看護師などの医療スタッフに説明の場に同席してもらうのもよいでしょう）
- ☐ 治療などの選択肢を医師から示してもらった
- ☐ 他の治療方法について専門医の説明を聞く機会があった
- ☐ 自分のなかで情報の整理と納得した選択ができる時間があった
- ☐ 自分の病名と病期について理解している
- ☐ 主治医より勧められた治療法は標準治療、または科学的根拠（エビデンス）のある治療と確認した
- ☐ 主治医より勧められた治療の効果、また、その具体的な治療予定を確認した
- ☐ 通院する医療機関の診療内容や体制を確認し選択した
- ☐ セカンドオピニオン（他の医師の意見）を受けることを検討した
- ☐ 将来子どもが欲しいかどうか、大切な人と相談した
- ☐ これからの生活において、あなたが大切にしたいことを主治医や医療スタッフ、ご家族や大切な人と話しあった

治療開始後

- ☐ 今後の検査の予定を具体的に書いて整理した
- ☐ 今後の治療（手術療法・薬物療法・放射線療法、あるいはそれらの組み合わせなのか、外来治療または入院治療か）の予定を確認した
- ☐ 副作用（吐き気、しびれ、白血球減少など）や合併症について具体的に説明を受け、対応してもらっている
- ☐ 治療にかかる費用の目安について確認した
- ☐ 民間の保険や各種制度（高額療養費制度など）の手続きをした
- ☐ 治療結果や体調の記録をつけている
- ☐ 食事や薬についての具体的な説明を受けた
- ☐ 患者サロンや患者会などから情報を得ている。また、病気の仲間と意思を分かち合い、情報を得ている

初回治療後もがんが残ったとき・転移・再発した時

- ☐ 現在の病状や今後の見通しを確認した
- ☐ 今できる治療法とその目的を理解している
- ☐ これからのこと、大切にしたいことについて主治医や医療スタッフ、ご家族や大切な人と話し合っている

治療全体を通じて

- ☐ 暮らしについて（仕事、家事、育児、介護など）主治医や医療スタッフと話し合えている
- ☐ 利用できる各種の窓口の連絡方法と、どんなときにどんなことが聞けるのか、確認した
- ☐ 緩和ケアについて主治医や医療スタッフと話し合えている
- ☐ 苦しいこと・つらいこと（気分の落ち込み・不安・不眠・痛み・食欲不振など）は主治医や医療スタッフに相談できている
- ☐ 身体の痛みについて主治医や医療スタッフと相談できている
- ☐ 気分の落ち込み・不安・不眠などについて相談し納得のいく説明と対応をもらっている
- ☐ 呼吸困難、胸水、腹水、だるさ、食欲不振などの症状について相談し、納得のいく説明と対応をもらっている
- ☐ 地域で利用できる制度やサービスを確認している
- ☐ 補完代替療法（健康食品・サプリメント・免疫療法など）を利用するときは、メリット（良い点）・デメリット（悪い点）を確認している。また主治医や医療スタッフと相談している



2. がんのこと

(1) がんの基礎知識

◆がんってどんな病気？

私たちの体の中では、何らかの原因で遺伝子が傷つくことで、毎日「がん細胞」が数千個もできると言われています。これは誰の体の中でも起こっていることです。通常は自分の免疫で毎日できるがん細胞を攻撃して死滅させていますが、免疫の攻撃をすり抜けたがん細胞はそのまま増え続け、やがてがんを作ります。

現在日本では、一生のうちに、2人に1人は何らかのがんにかかると言われていています。つまり、あなたやあなたの周りの大切な人など、誰にでも起こりうる病気です。

◆がんにはどんな種類があるの？

がんは、体内のあらゆる部位から発生します。「がんの種類」は例えば以下のように分類されています。ここからさらに、組織型などで詳しく分類されます。

まずはあなたやご家族、大切な人のがんが「どこにあるか」「どんな性質のがんなのか」を知っておきましょう。

・造血器（骨髄や血液リンパ系組織）にできる「造血器腫瘍」

例）白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫など

・上皮細胞（皮膚、内臓の粘膜）にできる「がん」「がん腫」

例）肺がん、乳がん、胃がん、大腸がん、肝がん、子宮がんなど

・非上皮性細胞（骨、軟骨、筋肉など臓器をつなぐ組織）にできる「肉腫」

例）骨肉腫、軟骨肉腫、横紋筋肉腫、血管肉腫など

◆「病期」って何？ どうして知っておく必要があるの？

がんの種類が分かったら、次は治療方針を決めていきます。そのために、まずは病気の進み具合（進行度）を調べる必要があります。

がんの進み具合を表すのが「病期（ステージ）」です。多くのがんの病期は、Ⅰ～Ⅳ期に分けられます。Ⅰ期が早期を指し、数字が上がっていくにつれて進行がんとなります。

ここで注意していただきたいのは、「Ⅳ期＝末期がん」を指すわけではありません。病期はあくまで、がんの進行度を分類し、その時期に最も適した治療を選んでいくための情報です。

つまり、病期を知ること、これからがんがどのように進むのかや、治療の目安をおおまかに予測することができます。

今後の治療方針を決める上で重要な情報となりますので、病期を知っておきましょう。

◆治療（標準治療、先進医療と臨床試験、補完代替療法）について

がんの治療方針を決めていくときには、病期や全身状態、年齢や希望、人生観など、様々なことを考慮し相談しながら、最も治療効果が高く、身体や生活への負担が少ない治療を検討していきます。

・標準治療

現時点で得られている科学的な根拠に基づいた最もよい治療のことを「標準治療」といい、多くの場合、推奨される治療です。標準治療は、手術、薬物療法、放射線治療をそれぞれ単独、あるいはいくつかを組み合わせで行います。このうち薬物療法の中には、従来の抗がん薬による化学療法のほか、分子標的治療、内分泌（ホルモン）療法、免疫チェックポイント阻害薬による免疫療法なども含まれます。ガイドラインに準じて行い、どこの医療機関でも受けられます。

・先進医療と臨床試験

がんと分かたら「最先端の治療を受けたい」と考える方もおられるかもしれません。最先端の治療には、「先進医療」と「臨床試験」が含まれます。

ただ、誤解されることが多いのですが、先進医療が最も優れている治療とは限りません。「先進医療」は、開発中の試験的な治療であり、保険診療となる前の医療です。特殊な技術や設備を使用するため実施できる施設に限られ、技術料は自費となります。

実際の診療の中で、新しい治療の安全性や有効性などを調べ評価することを「臨床試験」と言います。その結果、これまでの標準治療より優れていることが確認されれば、その治療が新たな「標準治療」となり、保険診療となります。臨床試験には、対象となる条件があり、医療機関によって行っている臨床試験の内容や対象は様々です。

・補完代替療法

手術、薬物療法、放射線治療以外の、科学的に有効性・安全性がまだ確認されていない様々な治療やケア全般を「補完代替療法」と言います。健康食品やサプリメントがよく注目されますが、鍼・灸、マッサージ療法や、科学的に有効性が確認されていない一部の免疫療法なども含まれ、その種類は多岐にわたります。自費診療となり、高額な治療もあります。体調を整える目的で利用される方もおられますが、標準的な治療への影響がないかを主治医に確認してからの利用が必要です。

☆ワンポイント☆

手術・薬物療法・放射線治療などのがん治療は、傷あと、脱毛、皮膚の変色、爪の変化など、身体に様々な外見の変化をもたらします。治療の副作用はやむを得ないことと言っても、外見が変わってしまうのは大きなストレスになります。

安心して治療に向き合い、がんの治療をしながら社会とかかわりをもった生活をおくるためにアピアランス（外見）ケアが役立つことがあります。

ウィッグ（かつら）や皮膚変色をカバーする化粧品などの見本をそろえている、がん相談支援センター等もあります。

市町によっては、アピアランスケアのための経費の一部を助成しているところもあります。詳しくは、がん相談支援センター等の相談員にご相談ください。

◆主治医や大切な人と十分に相談しましょう

標準治療が確立されていない場合などには、評価が定まっていない治療であっても、先進医療や臨床試験への参加を検討する方もいます。（その場合、新しい治療法の方が効果が高いこともあれば、新しい治療法が実際にはそれほど効果がない可能性もあります。）

臨床試験への参加や、先進医療、補完代替療法を受けるかについては、主治医の意見も聞きながら十分な情報を得た上で検討してください。

☆ワンポイント☆

治療法を選択していく上で、とても大切なことですので、ご自身のがんの種類や特徴、病気の状態や進行度について、まずは十分に主治医から話をお聞きください。

また、様々な治療方法やそれぞれの長所、短所についても、ご自身が理解、納得できるまで、何度でも説明を受けてください。P10の「がんの治療・療養時のチェックリスト」を活用してみられても良いでしょう。

(2) 希少がんについて

患者数が少なく『まれ』ながんを総称して“希少がん”と言います。希少がんは診断や治療に関する情報が少なく、患者ご本人が情報を入手しにくい、自分の病気やその治療について知ることが難しい場合があります。

国立がん研究センターには「希少がんセンター」が設置されており、ホームページ上で希少がんに関する情報を公開しています。また、希少がん患者ご本人が、適切・最良の医療を受けられるようにお手伝いをする「希少がんホットライン」という電話相談窓口（TEL：03-3543-5601）も開設しています。

どこに専門の医師がいるのか、どこの医療機関を受診すれば専門的な治療が受けられるのか、といった情報を知りたい場合には、都道府県がん診療連携拠点病院（滋賀県では滋賀県立総合病院）のがん相談支援センター（TEL：077-582-8141）で施設がん登録件数検索システムを活用し、情報探しのお手伝いができます。おひとりで悩まずにご相談ください。

(3) がんゲノム医療について

現在のがん治療のほとんどは、がんの種類ごとに治療（お薬）が決められています。しかし、研究が進み、同じ臓器にできたがんでも、患者ご本人によって、がんの特徴が異なることがわかってきました。このようながんの特徴のひとつに、がんの遺伝子の変化があります。現在では、患者ご本人のがん組織を検査して、がんの遺伝子の変化を調べることができるようになってきました。その結果によって、まだ一部のがんや遺伝子の変化に対してのみですが、効果の期待できる治療を検討できる場合があります。

一度に複数の遺伝子の変化を解析することができる検査を「遺伝子パネル検査」といいます。この検査により、患者ご本人個々のがんの遺伝子の変化を明らかにし、その特性に応じた最適な治療の機会を提供しようとしているのが「がんゲノム医療」です。

滋賀県では、滋賀医科大学医学部附属病院ががんゲノム医療拠点病院、滋賀県立総合病院と市立長浜病院ががんゲノム医療連携病院に指定されており、遺伝子パネル検査を実施しています。

詳しくは、がん相談支援センター等にご相談ください。

また、遺伝的にがんになりやすい方への「個別化予防」も、がんゲノム医療の一部です。詳しくは「(4) 家族性腫瘍・遺伝性腫瘍について」をご参照ください。

(4) 家族性腫瘍・遺伝性腫瘍について

◆がんは遺伝する？

「がん家系」という言葉をよく耳にしますが、家族の中で同じがんの発生率が高いということは、必ずしも「がんが遺伝している」というわけではありません。

家族の中で血縁者に同じがんの発生率が高い場合、要因として、

- ・ **がんを防ぐ遺伝子の変化が受け継がれている（遺伝要因）**
- ・ **生活習慣が似ている（環境要因）ことが考えられます。**

がんのなりやすさには、この遺伝要因と環境要因の両方が関係し、その割合は、ひとりひとり異なります。

ですが、「遺伝要因の影響を強く受けるがん」というのも間違いなくあることも分かっています。がんの種類にもよりますが、大体全部のがんの5%以下がこのがんにあたると言われています。

遺伝要因の影響を強く受けるがんのことを、「家族性腫瘍」もしくは「遺伝性腫瘍」とよびます。家族（血縁者）に特定のがんが集中している、あるいは若くしてがんになった人や何回もがんになった人が多いことなどが主な特徴になりますが、あてはまらない場合もあります。

◆遺伝性腫瘍かもしれないと思ったら・・・

遺伝性腫瘍が疑われた場合、それをどうやって調べるか、どんなリスクがあるのか、遺伝子検査を受けるかどうか、検査の目的や正確さ、検査結果の解釈、検査結果が誰にどのような影響を及ぼすのか、子どもや家族の検査をどうするか、いつ検査するか、どんな対策が必要になるのか、など多くの問題が出てきます。さらに、家族関係や結婚・出産、就職、保険などについても悩みが出てくることも少なくありません。しかし、ご自身ががんになりやすい体質を受け継いでいるかを知ること、より適切な治療や健康管理につなげることもできます。こういった問題をきちんと整理、理解し、そのうえで様々なことをご自身で決めていけるようにお手伝いするのが、遺伝カウンセリングの専門家です。

滋賀県でがんゲノム医療や家族性腫瘍・遺伝性腫瘍に関する相談、遺伝カウンセリングを行っているのは以下の施設です。

・滋賀県立総合病院

診療内容：遺伝子パネル検査（保険診療・自費診療）、遺伝カウンセリング全般
問い合わせ先：がん相談支援センター TEL：077-582-8141

・滋賀医科大学医学部附属病院

診療内容：遺伝子パネル検査（保険診療・自費診療）、遺伝カウンセリング全般
問い合わせ先：がん相談支援センター TEL：077-548-2859

・市立長浜病院

診療内容：遺伝子パネル検査（保険診療）、遺伝カウンセリング全般
問い合わせ先：がん相談支援センター TEL：0749-68-2354

*各施設とも、カウンセリング、検査ともに自費での診療となる場合があります。

そのほか、

- ・もう少し詳しく遺伝性腫瘍について知りたい
- ・私のがんは遺伝性かもしれない・・・と不安
- ・カウンセリングや検査にかかる費用が知りたい
- ・カウンセリングや検査を受けた方がよいか迷っている
- ・カウンセリングを受けたいが、どこで受ければよいか分からない

等々、ご心配なことがありましたら、がん相談支援センター等にご相談ください。

(5)AYA 世代とは

思春期・若年成人（Adolescent and Young Adult）世代のことを AYA（アヤと読みます）世代とよび、15 歳から 39 歳の患者さんがあてはまります。AYA 世代のがん罹患率は低いものの、小児がんと成人がん両方の多様ながん腫が存在します。また AYA 世代は、身体的・精神的にも社会的にも変化が大きいライフステージですが、年代によってその悩みは異なり、個別性も大きく、AYA 世代特有の課題があると言われています。

学校のことや仕事のこと、経済的な不安、恋愛や結婚、親きょうだい・子どもの支援など、ひとりで悩まず、がん相談支援センター等にご相談ください。

(6) がんと妊娠・出産について

◆まずは大切な人と話し合しましょう

妊娠する力のことを男女問わず「妊よう性（にんようせい）」といいます。がんの治療を始めると、治療中～治療後しばらくは自らの子どもを得ることができません。これは治療による胎児への影響が否定できないからです。また手術、放射線治療、薬物療法による影響で、治療中だけでなく治療終了後も妊娠すること自体が難しくなり、自らの子どもを得ることができなくなる方も少なくありません。

ですので、男女問わず、がんの治療を始める前に、将来子どもが欲しいかどうか、まずは大切な人と相談してください。今現在パートナーがいらっしゃらなくても、将来的に子どもが欲しいかどうか、ご自身でもよく考えてみてください。

◆妊娠する力を温存する

がんに対する治療により、妊娠する力（妊よう性）を失うことがあります。これに対してがん治療前やがんに対する治療を工夫して、患者さんによっては、将来、妊娠・出産をあきらめなくてよいように妊よう性を温存することができるようになってきています。

滋賀県では、がん診療医と生殖医療医が連携し、がん治療により妊よう性が障害される不安がある患者ご本人やそのパートナーをサポートするための「滋賀がん・生殖医療ネットワーク（OF-Net Shiga）」がつくられました。

このネットワークを利用することにより、がん治療の妊よう性に及ぼす影響や、妊よう性温存治療についての情報を効率的に得ることができ、必要に応じ妊よう性温存治

療を円滑に行うことが可能です。

まずは主治医に「将来子どもが欲しいと思っている」ことを伝えてください。

そのほか、

- ・ がん治療の妊娠出産への影響をもっと詳しく知りたい
- ・ 自分が受ける治療の場合の妊よう性低下のリスクを知りたい
- ・ 治療を始める前に妊よう性を温存する方法にはどんなものがあるのか？

等々、ご心配なことがありましたら、がん相談支援センター等にご相談いただくか、以下のホームページやリーフレットをご参照ください。

「滋賀がん・生殖医療ネットワーク（OF-Net Shiga）」

<http://www.sumsog.jp/of-net-shiga/objective>（滋賀医大産科学婦人科学講座 HP 内）

「日本がん・生殖医療学会」 <http://j-sfp.org/>

「小児・若年がんと妊娠ホームページ」

<http://www.j-sfp.org/ped/index.html>

「リーフレット」

「がん治療と妊娠・出産について～将来お子さんを希望されるがん患者ご本人・ご家族へ～」

（滋賀県のホームページ） **滋賀県 がん治療と妊娠** で検索



◆医療費助成について

滋賀県では、国の研究事業に基づきがん患者さんの「妊孕性（にんようせい）温存治療」に対する医療費助成が受けられます。制度や手続きの詳細については、がん相談支援センター等にお問い合わせいただくか、以下のホームページをご参照ください。

「がん情報しが」

（滋賀県のホームページ） **滋賀県 にんようせい 温存治療** で検索

・どのような制度ですか？

研究事業に同意した場合、精子、卵子、受精卵、卵巣組織の採取、凍結保存等にかかる保険適用外の治療費用の一部助成が受けられます。

・どのような人が対象になりますか？

がん等の治療により子どもができなくなるおそれがあり、指定医療機関で妊孕性温存治療を受けられ、助成申請時に滋賀県内にお住いの 43 歳未満の方が対象となります。

・申請の窓口はどこですか？

滋賀県健康医療福祉部 健康しが推進課（TEL：077-528-3655）が窓口です。

相談された方からの声

パートナーと今後のことを真剣に話し合う良い機会になりました。

3. セカンドオピニオンについて

Q

今の治療で本当に良いのか不安です。

A

まずは主治医に十分説明をしてもらいましょう。

この時、お一人で聞かずにご家族や大切な人、看護師の同席をお願いしてください。また、疑問や質問内容はメモに書いたり、録音も許可してもらったりして（聞きもらしを防いだり、あとでしっかり聞き直したりできます。）尋ねましょう。その上で他病院の専門医の意見や判断を聞きたいと思われたらセカンドオピニオンを利用してみましょう。

☆ひとことメモ☆

セカンドオピニオンとは、患者ご本人が納得して治療方法を選択するために病状や治療法について自分の主治医以外の他病院の専門医に意見を聞き、参考にするをいいます。

セカンドオピニオンでは、診察や、検査、治療は行われません。また、完全予約制になっていますので、事前に専用の申込みが必要です。詳細につきましては、ご希望の病院に直接お問い合わせください。

セカンドオピニオンを受ける場合は、以下のような資料が必要になります。

- ・診療情報提供書（主治医が作成した紹介状）
- ・画像診断のCD（CTやMRI、レントゲン等の画像）とその読影結果
- ・検査データ（血液検査、超音波検査、病理組織検査のデータ等）

ご不明な点があれば、がん相談支援センター等にご相談ください。



セカンドオピニオンを受けたいのですが主治医に悪いような気がする。信用していないみたいで、主治医の機嫌を損ねたりしないか心配だなあ。

どこの病院でセカンドオピニオンを受ければよいのか解りません。病院はどうやって探せばいいんですか？



セカンドオピニオンを受けたいことを伝えることで、医師は嫌がったり機嫌を悪くすることはありません。積極的にセカンドオピニオンを勧める医師も多いです。ご遠慮なくお申し出ください。がん相談支援センター等もお手伝いさせていただきます。

また、セカンドオピニオン先の選定を迷われることもあるでしょう。各地域のどこに、がん診療連携拠点病院等があるのか、専門医、指導医等がどこの医療機関にいるのか、各病院の特徴などのご案内をがん相談支援センター等で行っております。迷われた際にはぜひご利用ください。

◆滋賀県内がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携支援病院セカンドオピニオン外来のご案内

(令和 7 年 3 月現在)

病 院 名	窓 口 名	連 絡 先	窓口対応時間	料 金
滋賀県立総合病院	がん相談支援センター (地域医療推進室)	Tel :077-582-8141 Fax:077-582-5073	月～金曜日 (休日を除く) 9:00～17:15	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超毎に 5,500 円 (税込) 加算
淡海医療センター	患者総合支援センター 地域連携受付	Tel :077-516-2511	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超毎に 5,500 円 (税込) 加算 最長 60 分間
済生会滋賀県病院	地域医療連携課	Tel :077-552-1221 代	月～金曜日 (休日、創立記念日 (10/23)を除く) 8:40～16:50	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超過時に 5,500 円 (税込) 加算 原則 30 分以内、超過時間 は最大 30 分まで
滋賀医科大学 医学部附属病院	患者支援センター (セカンドオピニオン 外来担当)	Tel :077-548-2515 Fax:077-548-2792	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:00	30分以上 60 分以内 33,000 円 / 回 (税込)
大津赤十字病院	地域医療連携課 (セカンドオピニオン 外来担当者)	Tel :077-522-4131 代 Fax:077-522-8047	月～金曜日 (休日、創立記念日 (5/1)を除く) 8:30～17:00	1 回 60 分まで 22,000 円 (税込)
市立大津市民病院	地域医療連携室	Tel :077-526-8192 Fax:077-522-0192	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:15	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超毎に 5,500 円 (税込) 加算
公立甲賀病院	地域医療連携部	Tel :0748-62-5267	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:15	30分以内 11,000 円 (税込) 30 分 超毎に 5,500 円 (税込) 加算 原則 30 分以内、超過時間は最大 30 分まで
近江八幡市立 総合医療センター	患者総合支援課	Tel :0748-31-1204 Fax:0748-31-1205	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～16:00	30分以内 5,000 (税別) 最大 60 分 10,000 円 (税別)
東近江 総合医療センター	地域医療連携室	Tel :0748-22-3030 代 Fax:0748-22-5626	月～金曜日 (休日を除く) 9:00～17:00	60分以内 20,000 円 (税別) 30分超毎に 10,000 円 (税別) 加算
彦根市立病院	地域医療連携室	Tel :0749-22-6053 Fax:0749-22-6093	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:15	30分以内 10,000 円 (税別) 原則 30 分以内 30分超毎に 5,000 円 (税別) 加算
市立長浜病院	地域医療連携室	Tel :0749-65-2720 Fax:0749-65-2730	月～金曜日 (休日を除く) 8:30～17:15	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超毎に 5,500 円 (税込) 加算
長浜赤十字病院	地域医療連携課	Tel :0749-68-3314 Fax:0749-68-3315	月～金曜日 (休日を除く) 9:00～16:00	30分以内 11,000 円 (税込) 30分超 60 分まで 22,000 円 (税込)
高島市民病院	地域医療連携室	Tel :0740-36-0220 代	月～金曜日 (休日を除く) 9:00～16:00	30分以内 10,000 円 (税別) 30分超過時に 5,000 円 (税別) 加算 原則 30 分以内、超過時間は最大 30 分まで

4. 緩和ケアについて

緩和ケアとは、患者ご本人のからだのつらさやこころのつらさ、ご家族のこころのつらさなど様々な苦痛を和らげるために行われる治療やケアをいいます。つらいときはまず主治医や医療スタッフに相談をしてみてください。

◆緩和ケアは、がんと診断されたときから始めます

緩和ケアは、がんの治療ができなくなってから始めるものではありません。

からだやこころなどのつらさが大きいと体力を消耗することにつながり、がんの治療を続けることが難しくなります。そのため、がんと診断されたときから、「つらさをやわらげる＝緩和ケア」を始めることが大切です。また、早い段階から緩和ケアを受けた場合、生活の質（QOL）が改善され、予後にも良い影響があるという調査報告もあります。

◆緩和ケアはお近くの病院や診療所、自宅でも受けていただくことができます

がん治療に携わる医療機関では、患者ご本人やご家族に緩和ケアを受けていただけるように体制を整えているところです。緩和ケアチームや緩和ケア外来により、緩和ケア病棟以外の病棟に入院しながら、もしくは通院しながらでも、緩和ケアを受けていただけるようになってきています。また緩和ケア病棟（ホスピス）では、からだやこころのつらさをできる限り和らげる治療やケアを専門的に提供します。

ご自身がかかられている医療機関に緩和ケアチームや緩和ケア外来、緩和ケア病棟があるか確認しておかれるのもよいでしょう。

◆滋賀県内の緩和ケアチームのある医療機関

大津赤十字病院、市立大津市民病院、滋賀医科大学医学部附属病院、淡海医療センター、済生会滋賀県病院、滋賀県立総合病院、公立甲賀病院、近江八幡市立総合医療センター、東近江総合医療センター、彦根市立病院、市立長浜病院、長浜赤十字病院、高島市民病院

◆滋賀県内の緩和ケア外来のある医療機関

病 院 名	名 称	連 絡 先
滋賀県立総合病院	緩和ケア外来	077-582-5031 (代)
淡海医療センター	緩和ケア内科外来	077-563-8866 (代) (各診療科)
済生会滋賀県病院	疼痛（ペインクリニック）・緩和ケア科外来	077-552-1221 (代)
滋賀医科大学医学部附属病院	緩和ケア外来	077-548-2859 (がん相談支援センター)
大津赤十字病院	緩和ケア外来	077-522-4131 (代) (がん相談支援センター)
市立大津市民病院	緩和ケア外来	077-526-8192 (地域医療連携室)
公立甲賀病院	緩和ケア内科外来	0748-62-0234 (代)

病院名	名称	連絡先
ヴォーリス記念病院	緩和ケア外来	0748-32-5211 (代)
彦根市立病院	緩和ケア内科外来	0749-22-6050 (代) (がん相談支援センター)
市立長浜病院	緩和ケア総合外来 緩和ケア外来ところ	0749-68-2300 (代)
長浜赤十字病院	緩和ケア外来	0749-68-3389 (がん相談窓口)
高島市民病院	緩和ケア外来	0740-36-0220 (代)

◆滋賀県内の緩和ケア病棟のある医療機関

病院名	病床数(床)	住所	電話番号
滋賀県立総合病院	20	守山市守山 5-4-30	077-582-5031 (代)
市立大津市民病院	20	大津市本宮 2-9-9	077-522-4607 (代)
公立甲賀病院	12	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234 (代)
ヴォーリス記念病院	16	近江八幡市円山町 927-1	0748-32-5211 (代)
彦根市立病院	20	彦根市八坂町 1882	0749-22-6050 (代)

☆ひとことメモ☆

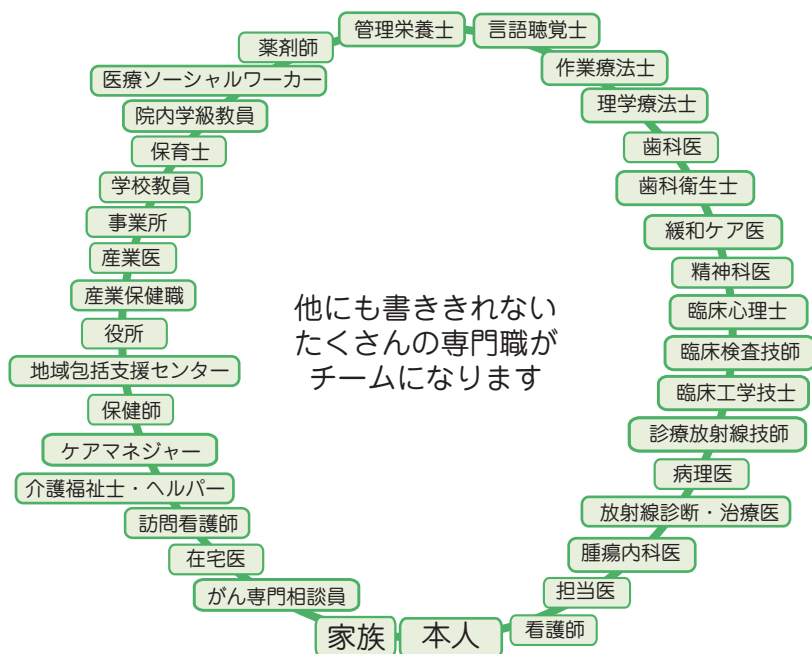
〈がん患者さんの周りの方へ〉

ご家族や大切な人ががんと告げられると、くらしに大きな変化が生じます。それらは気持ちの変化だけではなく、患者ご本人の身のまわりの世話などの現実的なこと、家族の役割の変化、経済的なことなど幅広いものです。ケアは患者ご本人だけではなく、周りの方にも同じく必要であると考えられています。気持ちが落ち込み、悲しくて涙の出る日が続いたり、もっとこうすればよかったと後悔ばかりしたり、何もする気が出ずにぼうつとする日が続いていたり…。このような気持ちは、自然な反応です。しかし、つらい日が続く場合には、各病院のがん相談支援センター等をはじめ、専門家による心のケアを受けていただくことで、気持ちのつらさが和らぐことがあります。どうぞご相談ください。

◇アドバンス・ケア・プランニングをご存じですか？

もしものときのために、患者ご本人が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組をアドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning: ACP、【厚生労働省の愛称:『人生会議』】と呼びます。患者ご本人が希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることをご自身で前もって考え、ご家族や信頼できる人、医療スタッフと話し合い共有することが大切だといわれています。一度考えてみて話し合っていたいてみてはいかがでしょうか。

早期からの緩和ケア



5. 支え合いの場

「がん患者さんやご家族さんとお話したい」

－患者会・患者サロンについて－

Q

他のがん患者さんと悩みを話し合うことはできますか。

A

同じ立場の方と話し合う場として、患者会やがん患者サロンがあります。滋賀県には乳がん、大腸がん、肺がん、婦人科がんおよび喉頭がん等の部位別の患者会と全がんを対象にした患者会（P24 参照）があります。また、病院内ではがん患者サロン（P25 参照）が開かれています。がん患者さんやそのご家族を中心に、がんという病気に直面して心の不安や苦痛を経験している仲間が集い、共に語り合い支え合うことを目的に活動をしています。

参加される場合は開催の有無をそれぞれにお問い合わせください。

相談された方からの声

- ・「がん患者サロンで、同じようにがん向き合っておられる方のお話から、自分に役立つようなコツを得ました。」
- ・「がん患者サロンで、いろんな方とお話をして、少し楽になりました。来てよかったと思いました。」
- ・「がんばっておられる方から勇気をもらいました。」

「オンライン上の支え合いの場です」

患者さんを支えるあなたへ

医療者のあなたへ～

がん向き合い、ともに生きるための情報をがん患者と家族が発信しているホームページです。

<https://www.cancer-patients.shiga.jp/>



(1) 滋賀県内の患者会一覧

団体名	対象者	活動内容（開催曜日等）	問い合わせ先
あけぼの滋賀	乳がん 患者と家族	毎月第2木曜日（行事によって変更）13時～15時 ・集い「あけぼのハウス」（状況別（再発転移ステージ4の方）年齢別（AYA世代）の集いも開催） ・講演会・親睦会等	090-6201-1725（事務局） https://akebono-shiga.jimdofree.com 
滋賀湖声会	喉頭がん	・発声教室・支障のある患者を支援	0749-52-5688（木村）
日本オストミー協会滋賀県支部（人工肛門、人工膀胱保有者）	大腸がん 膀胱がん	土曜日の午後（年数回） ・交流会・講習会・地域相談会・会報誌発行（年6回）	077-562-5220 （事務局 八木宅内） http://www.ostomy.jp/shiga/ 
よりよいがん医療をめざす近江の会	全部位のがん 患者と家族	毎月第3土曜日 9時～ 例会 10時半～ ハートケアサロン 会員相互の集い・がん患者の相互支援・がん教育	090-7092-0876 （事務局 野崎） https://www.ohmigan.com/
セルフケアグループきらら会	遺族の方	・ご遺族のサロン・グリーンワーク	090-4568-1934（事務局）
肺ゆう会～しが～	肺がん 患者と家族	年3回サロン開催	090-2598-3028（仲川）
スイトピー	婦人科がん 患者	月一回の集まり	070-5658-6186（奥井）

【その他の患者会（病院内患者会等）】

県内の病院には、院内で開催される患者会があります。
詳しくは、各病院にお問い合わせください。

□認定 NPO 法人淡海いつぶりセンター

〈電話〉 077-546-6550

<http://www.kaitsuburi.com>



地域の病院や診療所と協力し、がん患者ご本人やご家族、ご遺族等を対象とした心理的・社会的支援プログラムを提供している支援施設です。医学的な処置は行いませんが、専門スタッフががんに関する様々な相談や情報提供を行っています。

「レイクファミリー（小児血液悪性腫瘍患者会）」「スイトピー（婦人科がん患者会）」「肺ゆう会～しが～（肺がん患者会）」「あけぼの滋賀（乳がん患者会）」「はなみずきの会（滋

賀医大病院の乳がん患者の会)」等がサロンを開いています。AYA 世代の集い、遺族の集いもあります。詳しくはお問合せください。

□ 滋賀県がん患者団体連絡協議会

滋賀県内のがん患者団体と活動趣旨に賛同する個人が構成する団体です。がん医療に関する県民の声を集約し、行政機関や医療機関を通じてがん対策に届けています。がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、がん診療支援病院内で12の「がん患者サロン」を運営しています。そこで活動しているピアサポーターを養成しています。患者力、家族力向上事業、がん教育スピーチバンク、ホームページ

(<https://www.cancer-patients.shiga.jp/>) を運営しています。

(構成団体) あけぼの滋賀、公益社団法人日本オストミー協会滋賀県支部、よりよいがん医療をめざす近江の会、肺ゆう会～しが～



(2) がん患者サロン

がん患者サロンは、がん患者さんやご家族同士が様々な疑問や悩みなどを語り合うことができ、同じ体験をした仲間が集うことができる場です。

がん患者サロンでは、ピアサポーターが進行役を務めます。ピアサポーターはがん患者・経験者やその家族で、滋賀県がん患者団体連絡協議会が実施する「ピアサポーター養成講座」(カウンセリングなどの研修)を修了しています。

必要に応じて、がん相談支援センター等の看護師や医療ソーシャルワーカー等が同席しています。

- ・ 現在治療中の患者ご本人、ご家族であればどなたでも参加できます。
- ・ がん患者サロンは秘密厳守がルールです。安心してこころの内が話せます。
- ・ 通院されている病院のサロンはもちろん、その他のサロンにも参加できます。
- ・ 事前申し込み無しの当日参加も大歓迎です。体調等のご都合で途中参加、退室も可能です。参加等についての申し込み、問い合わせは P26 のサロン一覧をご覧ください。
- ・ がん患者サロンは滋賀県と開催病院と協力して滋賀県がん患者団体連絡協議会が開催しています。各病院のがん相談支援センター等と連携していますので安心して参加ください。
- ・ 参加費は無料です。



◆滋賀県内のがん患者サロン一覧

開催場所	サロン名	開催曜日	開催時間	申し込み・問い合わせ先
●がん患者ご本人・ご家族にご参加いただけるサロン				
滋賀県立総合病院隣 守山市立図書館活動室	笑顔	毎月第2水曜日	13時～15時	がん相談支援センター 077-582-8141 (直通)
滋賀医科大学 医学部附属病院	ゆらり	毎月第4金曜日	13時30分 ～15時30分	がん相談支援部門 077-548-2859 (直通)
大津赤十字病院	ながら一福	毎月第3金曜日	13時～15時	がん相談支援センター 077-526-5366
公立甲賀病院	ゆかい(癒会) こうか	毎月第1水曜日	13時30分 ～15時30分	がん相談支援センター 0748-65-1641 (直通)
近江八幡市立 総合医療センター	よしぶえ	毎月第4月曜日	13時～15時	患者総合支援課 がん相談窓口 0748-33-3151 (代表)
東近江総合医療 センター	むらさきの縁 (えにし)	毎月第4木曜日	13時30分 ～15時30分	がん相談支援室 0748-22-3111 (直通)
彦根市立病院	りらく彦根	毎月第4火曜日	13時30分 ～15時30分	がん相談支援センター 0749-22-6050 (代表)
市立長浜病院	きらめき長浜	毎月第3木曜日	13時～15時	がん相談支援センター 0749-68-2354 (直通)
高島市民病院	ほっと湖西	毎月第2火曜日	13時30分 ～14時30分	患者相談支援室 0740-36-0220 (代表)
市立大津市民病院	なごみ	毎月第3火曜日	13時～15時	患者相談支援室 077-522-4607(代表)
●状況別にご参加いただけるサロン				
滋賀県立総合病院	こころ 再発・転移・ステージ4 の患者さん・ご家族	毎月第4水曜日	13時～15時	がん相談支援センター 077-582-8141 (直通)
大津赤十字病院	welcome 10代～50代でがんを経 験された患者さんご本人	毎月第1土曜日	13時～15時	がん相談支援センター 077-526-5366

6. 治療費・くらしのこと

「治療費負担を軽減したり、くらしを助ける制度を知りたい」

ここでは、治療費の負担を減らす制度やくらしを助ける制度などについてご紹介します。各制度の詳細はがん相談支援センター等にお問い合わせください。

(1) 医療保険制度

日本では、国民皆保険制度により、原則すべての国民が何らかの公的医療保険に加入することが義務づけられています。病気やケガで医療機関を受診した場合、医療機関で一部負担金を支払い、残りの医療費は医療保険によってまかなわれます。

(2) 治療費の負担を軽減する方法

◆「治療費が心配です」・治療費の負担を減らす仕組み・

Q

治療費が高額と聞いていますが、負担を減らす方法がありますか？

A

治療にかかる費用は、がんの種類、病状、治療の内容などによっても変わります。治療費に疑問や不安がある場合は、がん相談支援センター等にご相談ください。

◆高額療養費制度

・どのような制度ですか？

医療費が高額になった場合、経済的なサポートをしてくれる制度です。治療により自己負担分の総額が高くなっても、1か月に支払わなければならない自己負担の上限が決められており（自己負担限度額）、それを超えた場合、申請すると超えた分のお金が戻ってくる制度です。

しかし、治療費の自己負担分は、高額医療費の払戻しの申請をしてから給付されるまでの期間（約3か月）、一旦は支払う必要があります。保険者によっては、その間の医療費の支払いに充てる資金を無利子で患者（被保険者、被扶養者等）に融資する「高額医療費等貸付事業」があります。

自己負担限度額の算出表

(令和 7 年 3 月現在)

年齢	適用区分	自己負担限度額	多数該当
69 歳以下	区分ア 年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
	区分イ 年収約 770 ～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
	区分ウ 年収約 370 ～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
	区分エ ～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
	区分オ 住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

年齢	適用区分	自己負担限度額		多数該当
		外来（個人ごと）	入院+外来（世帯ごと）	
70 歳以上	Ⅱ 年収約 1,160 万円～ 標報 83 万円以上／課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%		140,100 円
	Ⅱ 年収約 770 万円～約 1,160 万円 標報 53 万円以上／課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%		93,000 円
	Ⅰ 年収約 370 万円～約 770 万円 標報 28 万円以上／課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%		44,400 円
	一般 年収 156 万～約 370 万円 標報 26 万円以下 課税所得 145 万円未満等	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
	住民税非課税Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円	
	住民税非課税Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)	8,000 円	15,000 円	

※病院、薬局別、診療月別、入院・外来別に計算されます。
 ※年齢、所得に応じて限度額が設定されます。



・どのような人が対象になりますか？

健康保険の被保険者（国民健康保険の場合は世帯主）と、その被扶養者（国民健康保険の場合は家族）が対象となります。

・申請の窓口はどこですか？

加入する健康保険の窓口です。

☆ワンポイント☆

・世帯で合算して申請ができます！

世帯（同一健康保険での被保険者・被扶養者の場合）で支払った医療費の合計が高額になる場合は負担軽減措置が設けられています。

70歳未満の場合、同じ世帯の2人以上が、同じ月にそれぞれ医療費（21,000円以上）を支払ったものの合計額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費制度を利用することができます。処方せん発行医療機関の外来医療と調剤薬局の医療費は金額に関係なく合算できます。

70歳以上の場合、同じ世帯の2人以上が、同じ月にそれぞれ医療費を支払ったものの合計額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費制度を利用することができます。

・複数の医療機関（調剤薬局等を含む）にかかっても合算して申請ができます！

同じ人が、同じ月に、入院と外来や複数の医療機関など、それぞれで支払った医療費の合計が高額になる場合は負担軽減措置が設けられています。

70歳未満の場合、同じ月にそれぞれの医療機関に医療費（21,000円以上）を支払ったものの合計額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費制度を利用することができます。処方せん発行医療機関の医療費と調剤薬局の医療費は、金額に関係なく合算できます。

70歳以上の場合、同じ月にそれぞれの医療機関に医療費を支払ったものの合計額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費制度を利用することができます。

・多数回該当世帯の負担軽減

同一世帯で、療養があった月以前12か月以内に、すでに3か月以上高額療養費が支給されているときは、4回目から表「多数該当」欄の額が上限となります。

◆高額療養費限度額適用認定証

・どのような制度ですか？

入院や外来診療、調剤薬局、訪問看護ステーションなど、あらかじめ自己負担限度額を超えることが分かっている場合、事前または治療月中に保険者から「限度額適用認定証」を交付してもらい、病院や薬局などの窓口に提示することにより、月々の窓口支払いが「自己負担限度額」までとなります。

*マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）を使う場合は、限度額適用認定証なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

・申請の窓口はどこですか？

加入する健康保険の窓口です。

◆医療費控除

・どのような制度ですか？

納税者が本人や家族のために1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費を支払ったとき、税負担を軽減する制度です。確定申告を行う必要があります。

・どのような人が対象になりますか？

1年間（1月1日～12月31日）に支払った費用について、以下の計算式に基づいて医療費控除が受けられます。（高額療養費や生命保険などにより補てんされた額は差し引きます）

計算式

実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額 - 10万円（※）
＝医療費控除額

※所得が200万円以下の場合には所得の5%

・どのようなものが医療費控除の対象ですか？

医療機関で支払った医療費、薬代、食事代等、通院のための交通費（ガソリン代や駐車料金は除く）、ストマ装具代、寝たきりの方のおむつ代、医療機器・医薬品購入代、対象となる介護保険一部負担金等。レシートはとっておきましょう。

（申告時期：申告は、該当する医療費を支払った翌年の1月1日から5年間です）

・申請窓口はどこですか？

所轄の税務署です。

（会社などの年末調整とは別に、確定申告をする必要があります）

◆滋賀県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変による入院医療費および通院医療費（※）の自己負担額について、過去24月以内に高額療養費の限度額を超えた月が1月以上ある場合、2月目以降の自己負担額が1万円に軽減されます。

以下のすべての条件を満たしている方

※ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変と診断され指定医療機関で入院治療または通院治療（分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法または粒子線治療）を受けている

※世帯年収が概ね370万円以下

※肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力すること

・申請の窓口はどこですか？

住所地を管轄する保健所です。

(3) 暮らしを助ける支援を受けたい

◆傷病手当金

・どのような制度ですか？

病気やケガで仕事を休みしたときに、支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の2/3が支給される制度です。

・どのような人が対象になりますか？

健康保険、共済組合、国民健康保険組合に加入している被保険者が対象です。

※対象の条件

病気やケガのため療養が必要で、仕事が出来ない状態

3日以上連続して仕事を休んでいる

給料が支給されない、または傷病手当金の額よりも少ない

・申請の窓口はどこですか？

加入する健康保険に申請します。所定の用紙に事業主と医師の証明が必要です。

☆ワンポイント☆

支給期間は令和4年1月1日より、支給開始日から通算して1年6か月です。ただし、令和3年12月31日までに支給開始日から1年6か月が経過した方を除きます。加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。

◆福祉医療費助成制度

・どのような制度ですか？

健康保険で診療を受けた場合の自己負担の一部または全部について助成される制度です。

・どのような人が対象になりますか？

重度心身障害児者（等級による）、低所得者（65歳から74歳）、乳幼児、ひとり親家庭、ひとり暮らし寡婦などです。市町によって対象や基準が異なります。

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の保険年金課などです。



◆ひとり親家庭等医療費助成制度

・どのような制度ですか？

ひとり親家庭（母子および父子家庭等）の医療費を助成する制度です。

・どのような人が対象になりますか？

各医療保険に加入している、①母子家庭の母と児童、②父子家庭の父と児童（児童とは18歳未満の子ども）

- ・申請の窓口はどこですか？
各市町役所の保険年金課などです。

◆無料低額診療制度

- ・どのような制度ですか？
低所得者などに医療機関が無料または、低額な料金によって診療を行う事業です。
- ・どのような人が対象になりますか？
厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV 被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料低額診療の対象であると説明しています。外国籍の方も、本事業を利用できます。

- ・申請の窓口はどこですか？
無料低額診療制度を実施する医療機関です。

◆一部負担金の減免制度

- ・どのような制度ですか？
災害や失業など特別な理由により、一時的に著しく収入が減少し、保健医療機関で支払う一部負担金の支払いが困難で、減免等の基準に該当する場合に一部負担金が免除、減額または徴収猶予される制度です。
- ・どのような人が対象になりますか？
震災、風水害、火災など災害により重大な損害を受けた方や、事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した方
- ・申請の窓口はどこですか？
加入する健康保険の窓口です。

◆生活保護

- ・どのような制度ですか？
病気や失業などの理由で世帯の収入が国の定める一定基準以下のとき、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、状況に応じて、生活扶助のほか医療扶助や介護扶助を受けられる制度です。
- ・どのような人が対象になりますか？
さまざまな方法（資産の活用、能力の活用、社会資源などあらゆるものの活用、扶養義務者の扶養など）を利用しても生活保護基準以下になるときに適用されます。

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の福祉相談窓口または福祉事務所です。

◆生活困窮者自立支援制度

・どのような制度ですか？

生活困窮者の自立に向けた支援制度です。専門の相談員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。

・どのような人が対象になりますか？

「働きたくても働けない、住む所がない」など、生活全般にわたる困りごとをかかえた方。

・申請の窓口はどこですか？

各市町社会福祉協議会、各市町役所の福祉相談窓口です。

◆生活福祉資金貸付制度

・どのような制度ですか？

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となったときに、福祉や教育資金などを貸付する制度です。貸付ですので返済する必要がありますが、連帯保証人がいれば無利子、連帯保証人なしであれば1.5%の利子で借りられます。福祉費として、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費が貸付されます。

・どのような人が対象になりますか？

低所得世帯、障害者、高齢者世帯で必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯

・申請の窓口はどこですか？

各市町の社会福祉協議会です。

◆介護休業制度

・どのような制度ですか？

労働者が介護を行いながら働き続けることができるよう、育児・介護休業法に基づき、介護休業（対象者1人につき3回までの分割取得が可能、通算93日まで）や子の看護休暇・介護休暇の取得や労働条件の配慮（短時間勤務）などが受けられる制度です。休業中の給与の有無は事業所によって異なります。

給与が支払われない場合は育児・介護休業給付が利用できます。

・どのような人が対象になりますか？

常時介護を必要とする状態（要介護2以上等）にある家族がいる労働者

・申請の窓口はどこですか？

勤務先の事業主に申し出てください。

◆介護休業給付

・どのような制度ですか？

労働者が家族の介護をするために休業した場合、雇用保険から給付金が支給される制度です。原則として給付開始時の賃金日額の67%が最大93日間支給されます。

・どのような人が対象になりますか？

雇用保険加入者で、介護休業制度を利用した方が対象になります。休業開始日前2年間に11日以上勤務した月が12か月以上あることが必要です。休業中の1か月給与が休業開始前の8割以上支払われている方、月に10日以上就業されている方は対象になりません。

・申請の窓口はどこですか？

勤務先の事業主を通してハローワークに申請してください。
(公務員の方は、加入する共済組合にお問い合わせください。)



相談された方からの声

医療費のことや、今後のことなど不安に思っていたことが聞けたので少し気が楽になりました。

まだまだ不安はありますが、いろいろサービスがある事を知り、少し安心しました。



7. 子どもの制度のこと

「子どもに利用できる制度を知りたい」

Q

子どもが病気になってしまいました。突然のことで、混乱しています。
子どもに利用できる制度や、受けられる支援はありますか？

A

子どもが病気になると、ご家族全体の生活や役割分担などを変えざるを得ない場合もあり、両親の仕事や、きょうだいの保育など、経済的社会的にも影響が出てきます。

利用できる制度や受けられる支援の一部をご紹介します。

利用できるサービスのすべてではありませんし、病気の状態や所得、お住まいの市町によって、異なる部分もありますので、詳しくは、がん相談支援センター等、小児科スタッフ、各種制度の相談・申請窓口にお問い合わせください。

(1) 経済的な支援

◆子ども（乳幼児）医療費助成制度

・どのような制度ですか？

公的医療保険で医療を受けた場合、未就学児で2割、小学生からは3割の自己負担があります。この医療費の自己負担分の一部、または全額を自治体が助成する制度です。

・どのような人が対象になりますか？

基本的に小学校卒業までの児童が対象ですが、助成の期間や内容・方法は、お住まいの自治体によって異なりますので、各自治体にご確認ください。

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の保険年金課などです。

◆小児慢性特定疾病医療費助成制度

・どのような制度ですか？

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、所得に応じて医療費・入院時の食事代を助成する制度です。

一部負担額：0～15,000円/月（入院時の食事療養費 1/2 自己負担）

医療保険が適応されない費用（日用品、差額ベッド代等）は助成対象外となります。

・どのような人が対象になりますか？

厚生労働省が定める疾患（小児がんを含む）を持つ 18 歳未満の児童が対象ですが、引き続き治療が必要な場合は 20 歳まで継続が可能です。

・申請の窓口はどこですか？

保護者の住所地の保健所です。

◆特別児童扶養手当

・どのような制度ですか？

20 歳未満で精神または身体に障害を有する児童（*「血液・造血管疾患」「悪性新生物」により、日常生活に支障をきたす障害がある児童も対象）を家庭で監護・養育している父母等に手当が支給されます。

1 級：55,350 円 / 月 2 級：36,860 円 / 月

前年の所得により制限があります。また 1 年ごとの更新が必要です。

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の障害福祉課や子ども家庭課などです。

◆障害児福祉手当

・どのような制度ですか？

重度障害児に対して、その障害のため必要となる特別な負担の軽減の一助として手当が支給されます。

15,690 円 / 月の手当が支給されます。ただし前年の所得により制限があります。

・どのような人が対象となりますか？

日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の障害福祉課や子ども家庭課などです。



(2) 療養生活の支援

・小児がんに関する専門相談

小児がんにより治療、療養されておられる方や、ご家族の方を含む周りの方の、いろいろな心配ごとや困りごとを、専門的に、ワンストップで相談できる窓口があります。対面相談の他、オンライン相談も可能です。

対象：小児がん患者・家族、関係者等

場所：リップルテラス 2 階（天津市瀬田月輪町）・オンラインの場合は原則 Zoom

相談日時：毎月 第 3 木曜日 13 時～15 時（要予約）

費用：無料

予約方法:eg0002@pref.shiga.lg.jp（滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課）にメールまたは、「滋賀県小児がん相談」で検索し「がん情報滋賀」サイト内の予約フォームからも可能です。

問い合わせ先：077-528-3655（滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課）

Q

入院中でも、子どもに勉強やそのほかのことを学ばせたいのですが・・・
今行っている学校とは、どのように関係を保てばよいのでしょうか？

・入院中の教育・復学の支援について

小児がんの治療には、長期間の入院が必要となります。その間子どもたちは日々成長・発達していきますので、これまで同様に学習の機会が必須です。

多くの病院において、「院内学級」や「病弱教育巡回訪問指導教員派遣事業」という形で、子どもたちに学習の場が提供されています。院内学級は、現在通っている学校から原籍を移す必要があり、転校の手続きが必要になりますが、院内学級に通うことで出席日数として数えられ、院内学級の担任が成績もつけてくれます。（＊詳しい手続きについては、医療スタッフにお尋ねください）

ただ、子どもにとって、これまで通っていた原籍校、友達とのつながりは大きな支えでもあります。原籍校の担任教師とも適宜情報共有をしながら、入院生活を送ってください。いざ退院となり地域に帰る際には、病院と学校、ご本人・ご家族みんなで元の学校に帰るための準備をしていきます。退院し学校に戻るに当たって、心配なこと、例えば「どこまで学校に話せばいいのか」「学校生活で注意しなければいけないことがあるのか？」など、気にかかることがあれば、遠慮なくお近くの医療スタッフにお声掛けください。一緒に考えさせていただきます。

(3) 退院後および AYA 世代に関する相談窓口

Q

小児がんの経験者です。外来受診の間隔も延び、病院に行く機会が少なくなりましたが、成長発達のこと、治療の後遺症のこと、これからのこと、就職や結婚について…、色々な悩みがあります。どこに相談したらよいのでしょうか？

退院後しばらくは、定期的な受診もあり、医療スタッフに相談できる機会も多いものです。ですが、徐々に受診の間隔が延び、医療者との接点が減ってきた頃に、新たに出てくる心配事もあります。子どもは成長発達していきますので、その時々で様々な悩みが出てくるのも当然です。

また、近年、小児がんの治療成績はどんどん良くなっていく一方で、成長した小児がん経験者、若年のがん経験者には特有の悩みがあると言われています。

実際に治療を受けた病院ではない、小児がん診療をしている病院ではない、ご自身が治療を受けたのは何年も前だとしても、お近くのがん相談支援センター等に一度ご相談ください。医療機関によっては AYA 世代がん患者を支援する AYA サポートチームがあります。

また小児がん患者の家族会や、AYA 世代（思春期、若年成人）患者の交流会などをご利用いただくのも 1 つです。

Q

治療中の子どもに付き添っています。夫婦でなんとかやっていますが、一時的にでもきょうだい児を預かってもらえると助かります。

Q

自分のがん治療の際、子どもの受診の際に、子ども、きょうだい児を預かってほしい。

・育児（きょうだい児、親のがんの子ども）支援、ファミリーサポートについて

外来受診や入院などにより、一時的に子ども、きょうだい児の世話ができない場合に、保育所の一時預かりや、登録会員宅で保育園の送迎を含めて預かるファミリーサポートなどを利用することができます。

そのほか、きょうだい児への説明やサポートなど、悩まれること、困っていることがあれば、がん相談支援センター等や、医療スタッフにお声かけください。一緒に考えさせていただきます。

Q

ほかにも何か、利用できるような制度や支援はありますか？

・（公財）がんの子どもを守る会 療養援助事業

小児がん患者が等しく必要とする医療を受けられること、療養に伴う経済的負担が軽減されることを目的とした療養援助事業です。

18 歳未満で小児がんを発症し、申請時 20 歳未満で抗腫瘍治療を受けている児が対象となります。

一疾病 1 回の助成で、審査によって助成内容や金額が決められます。詳しくはがん相談支援センター等、もしくは医療スタッフにお問い合わせください。

・ウィッグの無償提供

脱毛したお子さんに、各企業が無償でオーダーメイドウィッグを提供する支援事業があります。詳しくはがん相談支援センター等、もしくは医療スタッフにお問い合わせください。



8. 障害のこと

「障害についての支援を受けたい」

◆障害年金

・どのような制度ですか？

がんの治療などで日常生活や就労に制限を受けたり、働けなくなったりした方に年金が支給される制度です。障害等級、初診日（＝障害の原因となった病気について、初めて医師の診察を受けた日）の加入年金（国民年金→障害基礎年金、厚生年金→障害厚生年金）、納付した保険料などにより給付金額が異なります。

・障害年金の仕組み

障害の等級	障害基礎年金	障害厚生年金／障害手当金
1 級	約 102 万円＋子の加算（いる場合）	報酬比例の年金額× 25% 増し＋配偶者加給年金額（いる場合）
2 級	約 81 万円＋子の加算（いる場合）	報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額（いる場合）
3 級	なし	報酬比例の年金額 ※最低保障額 約 61 万円
障害手当金	なし	報酬比例の年金額× 2 ※最低保障額 約 122 万円

子の加算 第 1 子・第 2 子 各 234,800 円
第 3 子以降 各 78,300 円

・どのような人が対象になりますか？

- (1) 初診日が 20 歳より前で、20 歳の時点あるいは初診日から 1 年 6 か月経過した日（どちらか遅い方）に障害認定基準に該当する方
（知的障害の場合は、誕生日が初診日になります）
- (2) 国民年金または厚生年金に加入している間に初診日があり、以下の条件すべてに該当している方
 - ・ 初診日から 1 年半以上経過している。または障害の状態が固定している。
 - ・ 20 歳から初診日までの 3 分の 2 以上の期間で保険料を納付または免除されている。または初診日のある月の前々月までの 1 年間に滞納が無い。
 - ・ 障害認定基準に該当している（障害認定基準は障害によって異なります）。
 - ・ 初診日において 65 歳未満であること。

・申請の窓口はどこですか？

初診日に加入していた年金の窓口に申請します。

国民年金の方または発症が20歳前の方→年金事務所または各市町役所の保険年金課

厚生年金の方→年金事務所

共済年金の方→各共済組合

◆障害者手帳

・どのような制度ですか？

障害のある方に対して交付される手帳です。手帳の種類として身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育（知的障害者）手帳があります。それぞれ手帳の等級により医療費の助成、障害福祉サービス、補装具・日常生活用具の給付、税金の控除、交通機関運賃割引など様々な福祉サービスが利用できます。

・どのような人が対象になりますか？

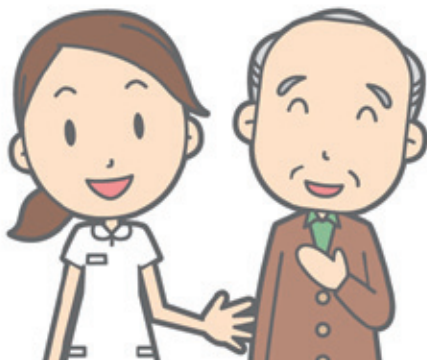
身体障害者手帳→視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害があり、障害認定基準に該当した方が対象です。病状・手術等によりからだの機能に不自由が生じた場合は、取得できることがあります。

精神障害者保健福祉手帳→精神疾患（認知症の方も対象です）により日常生活や社会生活に制約がある方が対象です。有効期限が2年間の為、更新手続が必要です。

療育（知的障害者）手帳→先天的または18歳以前に発生した知的障害、発達障害を有する方が対象です。

・申請の窓口はどこですか？

各市町役所の障害福祉課などです。



9. 在宅療養

「自宅でのくらしを続けたい」

Q

住み慣れた自宅で療養生活を送りたいです。

A

最近では、自宅で「訪問診療」や「訪問看護」などの医療や「介護サービス」を利用して在宅療養される方も増えてきています。薬の開発が進み、自宅でも痛みを軽減することができるようになってきました。

「訪問診療」は具合が悪くなった時にだけ来てもらう「往診」とは違い、定期的に継続して医師が自宅を訪問します。また、「訪問看護」は看護師が自宅に訪問し、医療処置や療養上のケアを行います。

その他、歯科医師・歯科衛生士による口腔ケア、薬剤師による服薬指導、管理栄養士による栄養指導、理学療法士・作業療法士などによる訪問リハビリテーションを受けることもできます。

また「在宅療養支援診療所」は、訪問看護ステーション、介護保険事業者等と協力しながら24時間体制で、在宅で療養されている患者さんの診療やケアをおこなっています。在宅療養を希望される場合は、主治医または、病院の窓口に相談してみてください。地域にかかりつけ医がいなくても病院が探します。またかかりつけ医の不在時や家族の介護負担などが心配なときもご相談ください。

患者さんからの声

・訪問診療、訪問看護、介護保険サービスを利用することにより安心して自宅で暮らせています。

Q

点滴や酸素等医療的処置が必要になっても在宅療養はできますか。

A

医療的処置が必要であっても往診、訪問診療、訪問看護、服薬指導、介護保険サービス等を利用して在宅生活を続けることが可能です。

・介護保険

介護が必要な方に、その費用を給付してくれる保険です。加入者には第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～65歳未満）の分類があります。サービスの対象者は原則、第1号被保険者です。第2号被保険者は対象となる特定疾病（16の疾病）に限り、対象となります。＊特定疾病の一つにがんがあります。

受けられるサービスの例：訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護（デイサービス）、短期入所（ショートステイ）、住宅改修 等。利用するには、介護認定を受けるための申請が必要です。申請の窓口は、各市町役所の介護福祉課（福祉相談窓口）などになります。利用を考えたい場合は、医療スタッフやかかりつけ病院の相談窓口などにご相談ください。

・福祉用具

介護ベッド、車いすなどが必要になったとき、介護保険を利用してレンタルすることができます。また、身体障害者手帳を利用して日常生活用具（吸引器、ストマ装具等）の給付を受けることができます。

お急ぎの時は、かかりつけ病院の福祉相談窓口・医療相談窓口などにご相談ください。

・介護タクシー

車いすや寝たままでも移動できる手段です。利用を考えたい場合は、がん相談支援センター等やかかりつけ病院の福祉相談窓口・医療相談窓口などにご相談ください。

滋賀県がん地域連携パス（私のカルテ）について

がん地域連携パスとは、手術・薬物（抗がん薬）療法・放射線療法といった専門的な治療を行うがん診療連携拠点病院等の“病院”と地域の“かかりつけ医”が切れ目のないがん医療を提供するために治療経過・計画を共有するものです。（適応になる場合としない場合がありますので、主治医に確認をしてください。）

5大がん（胃・大腸・肺・肝・乳）と前立腺がん、そして緩和ケアの治療をしておられる患者さまの診療情報の一部を患者ご本人にお持ちいただく「私のカルテ」というものがあります。

これは、滋賀県下統一で作成されたもので、患者ご本人が病気についての記録を手元におき、受診の際に医療機関にお持ちいただくファイルです。

この「私のカルテ」には、一目でわかる治療計画が綴られており、その治療計画に沿って、患者ご本人を中心に地域のかかりつけ医と病院の担当医師のふたりが主治医となって、総合的な治療を受けていただくことができます。

◆「私のカルテ」を利用するメリットは？

・今後の治療予定がわかります

治療計画が示されているため、患者ご本人が今後の治療内容を把握しておくことができます。

・通院時間や交通費を減らし、負担が軽くなります

ご自宅や職場の近くのかかりつけ医で治療を受けることができ、患者ご本人の負担を減らすことができます。

・かかりつけ医をお持ちいただけます

今までかかりつけ医をお持ちでなかった方でも、これを機にかかりつけ医をもつことで、がんの治療だけでなく、その他の病気や日常で気になることを気軽に相談することができるようになります。

◆「私のカルテ」利用のイメージ



患者ご本人が医療機関を受診される都度、ご自身で「私のカルテ」をお持ちいただきます。「私のカルテ」には、患者ご本人に日々の体調や気になることを記入していただくことにより、医師がそれに対して適切な対応をさせていただきます。

◆「私のカルテ」を受け取ることができる病院

大津赤十字病院・滋賀県立総合病院・滋賀医科大学医学部附属病院・公立甲賀病院・彦根市立病院・市立長浜病院・高島市民病院・淡海医療センター・済生会滋賀県病院・市立大津市民病院・長浜赤十字病院・近江八幡市立総合医療センター・東近江総合医療センター



<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/gan/gankyougikai/107683.html>



10. 仕事と治療の両立

「がんになったけれど仕事を続けられる？」

Q

がんの診断を受けました。今のまま仕事を続けられるか心配です。会社にも迷惑をかけてしまいそうで。

A

早まって退職など思い切った決断はしないでください。がんの診断を受けても、毎日の暮らしは続いて行きます。病気について、治療計画についてまずは医療スタッフによく相談しましょう。ご自身と主治医、職場の上司や人事労務担当者、産業保健職と相談し、治療計画や就業計画を立てることが大切です。がん相談支援センター等の相談員もお手伝いします。

Q

がんの治療がひと段落つきました。体力がおちて、もとの仕事に戻るか心配です。

A

がんの治療によって治療前と比べ「できなくなったこと」もあるかもしれませんが、「できること」もたくさんあるはずです。働き方について、必要に応じ産業医や産業保健職、職場の上司、人事労務担当者、がん相談支援センター等の相談員へ相談できます。職場の就業規則を確認し休暇制度などの情報について集めてみましょう。

主治医やがん相談支援センター等相談員、職場の上司や人事労務担当者、産業保健職と相談することにより、就業環境と一緒に考え治療を受けながら仕事を続けている方も多くおられます。

◆仕事と治療の両立～就労支援の専門家と相談～

Q

治療のために休みが続くと解雇されないか不安です。上司や同僚に治療のことをどのように伝えたらいいのでしょうか。

A

仕事と治療の両立をしていくために就労支援の専門家と相談してみることをお勧めします。がん相談支援センター等によっては社会保険労務士、ハローワーク就職支援ナビゲーター、両立支援促進員と連携し相談支援をしているところもあります。がん相談支援センター等のほか、以下、様々な相談窓口があります。解決方法を一緒に考えていきましょう。

◆労働問題全般についての相談

・滋賀産業保健総合支援センター

治療中の患者ご本人（労働者）が就労を継続するために、両立支援促進員が事業場に対する支援を行っています。

TEL：077-510-0770

・滋賀県労働相談所

労働に関する疑問・トラブルについて労働者・事業主問わず、専門の相談員が相談対応します。

フリーダイヤル（県内固定電話のみ）：0120-967-164（TEL：077-511-1402）

・滋賀労働局総合労働相談コーナー

解雇・労働条件・配置転換・賃下げ・いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野のご相談を専門の相談員が、面談やお電話でお受けします。

治療中の患者ご本人（労働者）が就労を継続するために、事業者・患者ご本人（労働者）間の両立支援に関する個別支援を実施します。

TEL：077-522-6648

・大津総合労働相談コーナー

TEL：077-522-6641

・彦根総合労働相談コーナー

TEL：0749-22-0654

・東近江総合労働相談コーナー

TEL：0748-22-0394

・総合労働相談所（滋賀県社会保険労務士会）

突然の解雇、賃金未払い、など、職場での悩みに労使双方からの相談に対応します。

TEL：077-526-3760

◆がんと仕事の Q&A 第 3 版

「がんと就労」（厚生労働科学研究費補助金がん臨床研究事業）の研究成果をもとに作成されました。体験者からの声をもとに作られた Q&A 集です。がん情報サービスサイトからダウンロードが可能です。

<https://ganjoho.jp/public/support/work/qa/>



◆職場での保健の取組みや労務に関する Q&A 集（第 1 版）

滋賀県がん対策推進協議会がん患者就労支援専門部会において、職場での保健の取組みや労務に関する Q&A 集【第 1 版】がとりまとめられました。

がんの治療を受けながら働く労働者、医療従事者、企業の産業保健スタッフや企業の人事労務担当者にとっても参考になる内容となっています。がん情報しがのホームページ

ジよりダウンロードが可能です。

(滋賀県のホームページ) **滋賀県 職場 保健の取組みや労務** で検索

◆事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

厚生労働省より「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。

このガイドラインは、事業場が、がんなどの疾病を抱える労働者に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするために、事業場における取組などをまとめたものです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>



◆会社と主治医間の情報連絡シートについて

2014 年度がん患者就労復帰支援円滑化モデル事業により作成されたシートです。このシートは、病気などで休んでいた労働者が復職する際に、事業所が職場でどのようなことに配慮したらよいかわからなくて困ったときに利用できます。詳しくはお近くのがん相談支援センター等にお問い合わせください。

◆働くがん患者の支援団体

・一般社団法人 CSR プロジェクト

がんになっても皆が幸せに働くことができる社会づくりをめざし、がんと就労に関わる様々な問題の調和と解決をしている団体です。電話相談にも対応しています（電話相談は事前に申込みが必要です）。

TEL：03-6456-1700

<http://workingsurvivors.org/>



・NPO 法人キャンサーリボンズ

「がんと働く」リワークノートなどががんを治療しながら働く方々を支援するツールなどを発行しています。

TEL：03-3546-6101

<http://www.ribbonz.jp/>



相談された方からの声

がんと告知され、仕事を辞めようかと思っていましたが、主治医やがん相談支援センター等に相談することにより、治療と仕事を両立できる道が開けました。病気のこと、治療計画のことを自分なりに理解でき、会社の上司にしっかり伝えられそうです。相談してよかったです。

闘病中（通院中）の生き方、働き方に新しい方向性が見いだせました。



11. その他

〈がん検診〉

がん検診は、がんの予防及び早期発見のために重要です。

早期のがんは自覚症状が無いことが多く、自分で気づくことができません。「検診」は症状のない健康な人が対象です。

また、がん検診は年1回受けて終わりではありません。1回の結果が「異常なし」であっても、その後のがんができる可能性があります。そのため、検診を定期的に受けることが大切です。

○がん検診の内容

お住まいの市町でのがん検診

各市町が定期的に実施しているがん検診は、有効性があることが科学的に証明されている、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つです。

厚生労働省の指針による対象者、受診間隔、検査方法は下表のとおりです。

検診の種類	対象者	受診間隔	主な検査方法
胃がん検診	50歳以上男女 ※当分の間、胃エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃エックス線検査については年1回実施可	胃エックス線検査又は胃内視鏡検査
大腸がん検診	40歳以上男女	毎年	便潜血反応検査
肺がん検診	40歳以上男女	毎年	胸部エックス線検査、喀痰細胞診検査
乳がん検診	40歳以上女性	2年に1回	マンモグラフィ（乳部エックス線）検査
子宮頸がん検診	20歳以上女性	2年に1回	子宮頸部の細胞診検査他

※市町により対象年齢が異なりますのでお住まいの市町をご確認ください。

（令和7年3月現在）

市町名	がん検診担当課	電話番号	市町名	がん検診担当課	電話番号
大津市	大津市保健所健康推進課	077-528-2748	日野町	福祉保健課	0748-52-6574
			竜王町	健康推進課	0748-58-1006
草津市	健康増進課	077-561-2323	彦根市	健康推進課	0749-24-0816
守山市	すこやか生活課	077-581-0201	愛荘町	健康推進課	0749-42-4887

市町名	がん検診担当課	電話番号	市町名	がん検診担当課	電話番号
栗東市	健康増進課	077-554-6100	豊郷町	医療保険課	0749-35-8117
野洲市	健康推進課	077-588-1788	甲良町	保健福祉課	0749-38-3314
甲賀市	すこやか支援課	0748-69-2168	多賀町	福祉保健課	0749-48-8115
湖南市	健康政策課	0748-72-4008	長浜市	健康推進課	0749-65-7759
近江八幡市	健康推進課	0748-33-4252	米原市	健康づくり課	0749-53-5125
東近江市	健康推進課	0748-23-5050	高島市	健康推進課	0740-25-8078

職場でのがん検診

お勤めの職場にて、定期的ながん検診を受診できる方は、欠かさず受け、早期発見に努めましょう。なお、職場でがん検診を受けられない場合は、お住まいの市町でがん検診を受けてください。

その他、自分で受けたい場合は人間ドックなどを受けてください。

滋賀県内のがん検診に関する情報は、滋賀県ホームページをご覧ください。



付録

滋賀県内がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、地域がん診療連携支援病院一覧

都道府県がん診療連携拠点病院

病院名	住 所	電話番号
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目 4-30	077-582-5031

地域がん診療連携拠点病院

病院名	住 所	電話番号
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2111
大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35	077-522-4131
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313	0749-68-2300
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256	0748-62-0234

地域がん診療病院

病院名	住 所	電話番号
高島市民病院	高島市勝野 1667	0740-36-0220
彦根市立病院	彦根市八坂町 1882	0749-22-6050

滋賀県地域がん診療連携支援病院

病院名	住 所	電話番号
淡海医療センター	草津市矢橋町 1660	077-563-8866
済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1	077-552-1221
市立大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9	077-522-4607
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151
東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	0749-63-2111

がんゲノム医療拠点病院

病院名	住 所	電話番号
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町	077-548-2111

がんゲノム医療連携病院

病院名	住 所	電話番号
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目 4-30	077-582-5031
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313	0749-68-2300

(令和 7 年 3 月現在)

第 12 版あとがき

‘がん’は、日本人の死亡原因の第 1 位であり、いまや 2 人に 1 人が生涯で ‘がん’ にかかるといわれています。医療の進歩により、‘がん’ はもはや必ずしも不治の病ではなくなってきました。しかし、‘がん’ と診断されたとき、多くの患者さんやご家族は衝撃を受け、治療や将来の生活に大きな不安を抱かれるでしょう。そんなとき、まずは少し気持ちを落ち着かせ、必要な情報を調べてみてください。正しい情報を得ることは、あなたの ‘力’ になります。しかし、がんに関する情報は、世の中にあふれています。正しい情報を必要なタイミングで得ることが重要です。まずは主治医とよく話してみることが大事ですが、どうやって情報を集めたらよいかわからない時には、お近くのがん相談支援センター等を訪ねてみてください。がんに関する、様々な悩みや疑問に対して、患者さんやご家族に寄り添って一緒に考えていきます。

国立がん研究センターがん対策情報センターでは、がん患者さんが必要な情報を探せるように「患者必携 がんになったら手にとるガイド」を平成 23 年 3 月に発行しました。

これを補完する目的で滋賀県の患者さん向けに作成した冊子がこの「滋賀の療養情報ーがんになっても安心して暮らせるようにー」です。最新の情報をお届けするために版を重ね、今回で第 12 版となりました。‘がん’ の治療について考えることはもちろん重要ですが、これからの生活（仕事・家事・育児・医療費や生活費）についても考えていくことは大切です。活用できる、さまざまな助成・支援制度や介護・福祉サービスなどを知っておくことで、安心につながります。この冊子では、‘がん’ の検査・治療についてだけではなく、医療保険制度や治療後の生活についてもできるだけわかりやすく解説しています。

令和 2 年から猛威を振った新型コロナウイルス感染は 5 類感染症となりましたが、この第 12 版の発刊準備を行っている時点では、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザやマイコプラズマ肺炎、りんご病などの感染が流行しており、がんの治療中・治療後の患者さんやご家族にとっては不安がつきないかと思います。また、大震災や洪水などの自然災害時にも、治療中患者さんはどのように行動すればよいのか、ご心配と思います。この冊子には困ったときにいつでも相談できる県内のがん相談支援センターの連絡先も記載されています。この冊子を手にとっていただいた皆様におかれましては、少しでも安心してがんと向き合っていけるよう、お薬手帳と同様に是非お手元においてご利用いただきますようお願いいたします。

滋賀県がん診療連携協議会相談支援部会

部会長 山内 智香子

**滋賀県立総合病院 がん相談支援センター長
(放射線治療科長)**

MEMO

[illegible]

MEMO

編著者紹介



制作者一覧

滋賀県がん診療連携協議会 相談支援部会 「滋賀の療養情報作成ワーキンググループ」

- 山内智香子（滋賀県立総合病院がん相談支援センター長（相談支援部会長））
田中 哲志（滋賀医科大学医学部附属病院医療サービス課）
琴 順華（大津赤十字病院がん相談支援センター）
辻森 弘容（滋賀県立総合病院緩和ケアセンター）
奥村しづ子（滋賀県立総合病院がん相談支援センター）
小田 舞（滋賀県立総合病院がん相談支援センター）
岡村 理（滋賀県立総合病院がん相談支援センター）
菊井津多子（滋賀県がん患者団体連絡協議会）
時田 幸世（滋賀県健康医療福祉部）

「滋賀の療養情報」についてのアンケート

今後のがん対策の参考とするため、ぜひアンケートにご協力をお願いします。

点線から切り取ってがん相談支援センター等の相談員にお渡しいただくか、裏表紙の発行者（FAX：077-582-5073）までお送りください。また、右記QRコードを読み取り回答いただくこともできます。

※なお、このアンケート用紙は、インターネットで「滋賀の療養情報」を検索していただいで印刷することができます。



1. あなたの性別をお答えください。
☐ 男 ☐ 女 ☐ その他
2. あなたの年齢をお答えください。
☐ 20歳未満 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代
☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80歳以上
3. あなたのお住まいの地域はどちらですか。
☐ 滋賀県内（ ）市・町
☐ 滋賀県外（ ）
4. あなたの続柄をお答えください。
☐ 患者ご本人 ☐ ご家族 ☐ 医療従事者 ☐ その他（ ）
5. この冊子を入手されたのはいつですか。
☐ がんの疑いがあるといわれたとき ☐ がんの診断を受けたとき
☐ 治療中 ☐ 転移・再発したとき
☐ その他（ ）
6. この冊子は誰から入手されましたか。
☐ 主治医 ☐ 看護師 ☐ がん相談支援センター等の相談員
☐ その他（ ）
7. この冊子はお役に立ちましたか。
①とても役に立った ②役に立った
③あまり役に立たなかった ④全く役に立たなかった
理由（ ）
8. 特に役に立った、または役に立たなかった項目はどれですか。
役に立った項目（ ）
役に立たなかった項目（ ）
9. その他、冊子についてのご意見、ご感想、掲載してほしい内容等のご要望がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。





「滋賀の療養情報－がんになっても安心して暮らせるように－」



発行日【初 版】平成 25 年 3 月
【第 2 版】平成 26 年 1 月
【第 3 版】平成 27 年 3 月
【第 4 版】平成 28 年 3 月
【第 5 版】平成 29 年 12 月
【第 6 版】平成 31 年 3 月
【第 6 版】令和 元年 7 月 一部改正
【第 7 版】令和 2 年 3 月
【第 8 版】令和 3 年 3 月
【第 9 版】令和 4 年 3 月
【第 10 版】令和 5 年 3 月
【第 11 版】令和 6 年 3 月
【第 12 版】令和 7 年 3 月

編 著 滋賀県がん診療連携協議会 相談支援部会

発 行 滋賀県がん診療連携協議会 相談支援部会

(事務局) 滋賀県立総合病院

地域医療推進室

がん相談支援センター

〒524-8524 滋賀県守山市守山五丁目 4 番 30 号

TEL 077-582-5031 FAX 077-582-5073



